

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

加賀市・山中町

### 2 構造改革特別区域の名称

認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

加賀市及び石川県江沼郡山中町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

加賀市・山中町は、石川県の南端、福井県との県境に位置し、自然に恵まれた環境と歴史ある複数の温泉郷、古九谷や山中塗などの多様な文化をもち、同じ生活文化圏の中で深い繋がりをもつ地域であり、平成17年10月に1市1町の市町村合併を予定しております。

加賀市・山中町の高齢者の状況は、平成17年4月で両市町併せて高齢者数17,550人、高齢化率22.9%であり、要介護認定者については、平成12年の1,758人から平成16年には2,786人と58%の伸びを示しています。特に軽度の認知症高齢者(痴呆性老人日常生活自立度が以下)が、平成12年995人から平成16年には1,762人と77%の伸びを示し、高齢化の伸びを超えて著しく増加している現状にあります。

これら軽度の認知症高齢者は、環境が整いさえすれば、在宅生活を継続していける状況にあると考えられますが、加賀市・山中町では施設入所につながっているケースが多く見受けられます。平成14年1月の加賀市の高齢者実態調査では、要介護認定者の92.5%が在宅での介護を望んでいる結果が出ており、高齢者はできる限り在宅において住み慣れた環境で生活することを望んでいます。この状況を解決するためには認知症であっても住み慣れた地域で暮らしていけるための環境整備、サービス基盤整備が必要です。

加賀市では、平成12年に介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画として「高齢者お達者プラン21」を策定し、「認知症高齢者対策の推進」を重点課題として位置づけ、認知症高齢者対策を進めてきました。特に認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)については、民間事業者の協力のもと積極的に整備を推進してきており、グループホームの整備率(高齢者人口1000人当たり定員数)は全国平均の3.8人に対して7.2人と、全国平均を大きく上回っています。

そのグループホームの新しい活用方法として、あらかじめ利用期間を定めてグループホームを利用(短期利用)できるようにすることが、認知症高齢者の在宅生活の継続に資するための環境整備として必要と考えています。今回のグループホームの短期利用事業については、区域内の全てにあたる12のグループホーム(20ユニット)が事業の趣旨に賛同され事業実施を予定して

おり、理論上は同時に20人の認知症高齢者の短期利用者の受け入れが可能となります。

また、昨年(平成16年)度に NPO 法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会が実施した本特例の先駆けといえるモデル事業「認知症高齢者グループホームの多機能的活用に関する調査研究事業」において、加賀市・山中町の3つのグループホームがモデル事業に参加し、本特例措置と同様の事業の実施経験があることから、特定事業の実施にあたっては適正な対応ができるものと考えております。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

あらかじめ利用期間(退所日)を定めてグループホームを利用できるようにすることにより、次のような意義が考えられます。

### (1) 認知症高齢者やその家族の臨時緊急ニーズに対する受け皿としての意義

地域の身近な場所に家族が安心して預けられる短期利用サービスができ、可能な限り在宅生活を続けたいと考えている高齢者とその家族の支えとなる。

### (2) 体験的利用による入居後のリロケーションダメージの緩和

認知症の高齢者は、環境の変化に適応することがことさら難しいといわれており、正式にグループホームへ入居する前に、体験的に短期利用を行うことで、なじみの環境を構築し、移り住みの害(リロケーションダメージ)を緩和することができる。

### (3) 既存入居者への相乗効果

昨年実施されたモデル事業においては、既存入居者同士の会話、積極的な行動、笑顔、食事の雰囲気などの様子について、短期入居者の存在が高いプラス効果を生んでいたとの報告がある。トラブルや生活の乱れが大いに増えたケースはごく稀であり、短期入居者の存在が既存入居者に対しても、プラス効果を与える可能性が高い。

### (4) 入院時の退去リスクを減らす効果

グループホームは、小規模であるがゆえに入居者の欠員が1~2名出ると、事業者にとっては、その分の収入(介護報酬)がなくなり経営的に厳しくなる。そのため入居者が入院した場合は退去扱いとし、新規入居者を受け入れる取扱いをせざるをえない状況にある。

短期利用が認められることにより、入院してもその間短期利用者の受け入れが可能となり、事業者にとっては入居者の入院中も収入が確保され、入院した入居者も退去のリスクが回避され、退院後はなじみの環境のグループホームに戻ることができる。

### (5) 地域密着型サービスとしての意義

実施予定のグループホームは、通所介護(デイサービス)事業所を併設しているグループホームが多く、デイサービスの利用者がなじみの環境である併設グループホームの短期利用を活用することが考えられる。これは平成18年度からの介護保険制度の改正により制度化が検討されている小規模多機能居宅介護の考え方につながるものであり、今後、全国的に地域密着型サービスを展開していくためのひとつのステップとなると思われます。

## 6 構造改革特別区域の目標

加賀市では平成17年3月に前述の「高齢者お達者プラン21」と整合性をとりながら、社会福祉法に基づく地域福祉計画「福祉こころまちプラン」を策定しました。その中で「生涯を通じて自立して暮らせる、質の高い地域社会の実現」を基本理念として位置づけ、「だれもが質の高い保健福祉サービスを選択できる仕組みづくり」を基本目標に掲げています。

グループホームの短期利用を実施することにより、認知症に対応したサービスの選択肢を増やすことになり、認知症高齢者に対する新しいケア方法が形成されることが期待でき、「福祉こころまちプラン」、「高齢者お達者プラン21」の理念に基づき、認知症高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立して暮らしていける環境を構築することにつながります。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グループホームが短期利用できる場となることにより、より地域に密着した介護サービスの拠点となり、高齢者にとっても住みやすい地域の形成が実現するほか、定期的に入退居を行われることから、今までより家族(地域住民)との交流が図られやすくなるという社会的効果が期待できます。

さらに、認知症高齢者の家族やケアマネジャーなどの関係職種にとっては、認知症ケアの新たな選択肢が提供され、質の高い居宅サービス計画(ケアプラン)の作成につながり、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するといった考え方が普及するものと考えます。

また経済的効果としては、認知症高齢者グループホームの短期入所専用居室の増築、改修を行う事業者が出てくることも期待できます。

## 8 特定事業の名称

### 932 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

## 別紙

### 1 特定事業の名称

- (1) 規制の特例措置の番号 932
- (2) 規制の特例措置の名称 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の認知症高齢者グループホーム

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日

### 4 特定事業の内容

特区内の認知症高齢者グループホームにおいて、あらかじめ利用期間(退所日)を定めて、指定痴呆対応型共同生活介護を利用することができるようにする。

#### (1) 特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

##### 法人の名称と住所

医療法人社団 長久会 加賀市幸町2丁目63番地

##### グループホームの名称と住所

グループホームまどい 加賀市直下町イ32-1

高齢者グループホームいこいの家 加賀市山代温泉11の108番地2

##### 法人の名称と住所

社会福祉法人 朋友会 加賀市幸町2丁目60番地

##### グループホームの名称と住所

グループホームいろり 加賀市幸町2丁目60番地

##### 法人の名称と住所

社会福祉法人 鶴寿会 江沼郡山中町滝町1番地1

##### グループホームの名称と住所

グループホームしゃくなげ 江沼郡山中町滝町1番地1

##### 法人の名称と住所

社会福祉法人 篤豊会 加賀市直下町ヲ117

##### グループホームの名称と住所

加賀中央グループホーム 加賀市山田町蛇谷1-16

篤寿苑グループホーム 加賀市上野町ケ254

グループホーム片山津 加賀市片山津温泉ア97番11

グループホームしらすぎ苑 江沼郡山中町長谷田町チ17-1

法人の名称と住所

有限会社シブヤ 加賀市松が丘1丁目17番地の12

グループホームの名称と住所

グループホーム桜の園 加賀市松が丘1丁目15番地の15

法人の名称と住所

医療法人社団修和会 加賀市富塚町中尾1番地の3

グループホームの名称と住所

グループホームじざい 加賀市富塚町中尾1番地の23

グループホーム東町 加賀市大聖寺東町2 - 9

法人の名称と住所

有限会社ウェルライフ 石川県加賀市片山津町北118番地

グループホームの名称と住所

ぬくもりの里 加賀市片山津町北118番地

(2) 特定事業を実施する区域

加賀市、山中町の全域

(3) 事業期間

認定の日から継続的に実施。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特定事業に係る居宅サービス費について

居宅サービス費の対象とするのは、加賀市・山中町の介護保険被保険者とする。

痴呆対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。

特定事業は、居宅サービス区分(介護保険法第43条第1項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。)及び同条第4項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第2項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び同条第5条に規定する居宅サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に、介護保険法第46条に規定する指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該居宅介護支援に係る居宅サービス計画において保険給付の対象となるサービスを受けたときを居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。

(2) 特定事業の運営について

1の共同生活住居における短期利用者(あらかじめ利用期間(退所日)を定めて指定痴呆対応型共同生活介護を利用する者をいう。以下同じ。)は、1とすること。

あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。

短期利用者は要介護1以上の要介護者であって、認知症であるものに限ること。

1の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め、5人以上9人以下であること。

短期利用者は空いている居室又は短期利用者専用の居室を利用するものとし、いずれの場合においても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定基準」という。)を満たしていること。

また、外泊や入院をしている利用者がある場合であっても、外泊や入院している利用者の居室を利用せず予備室等を利用するものとする。

職員の人員配置等についても、指定基準を満たしていること。

家賃及び高熱水費等については、所定の月額を日割りで算出する等の適正な費用を設定すること。